

令和3年9月10日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年9月10日  
開会 10時00分 閉会 10時21分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟  
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子  
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 10名
- 5 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 北原正喜
- 6 審査事件及び審議内容
  - 1 付託された議案の審査について（別紙）
    - (1) 陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情
  - 2 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

## ◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(小田新紀) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

これより議事に入ります。前回に引き続きまして、本委員会に付託されました陳情の審査となります。

それでは、1つ目、付託された陳情の審査を行います。

陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

前回、各委員さんにもご意見をいただきました。その後、少し時間を空けてということまで本日に至っています。

前回に引き続きまして、各委員さんのご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員(荒貴賀) 前回の委員会の中でも、お話したところでもありますが、本陳情については、やはり理解できるところが大変多い認識をしているところでもあります。

特に加齢性難聴については、誰もがかかり得る症状であることは、皆さんも承知のところであると思います。

聴覚の問題には、その裏側には言語があります。

言葉を聞いて頭の中で理解し、それを嬉しいとか楽しいとか悲しいという反応を返していく。今度は自分の言葉で相手に返していく。いわゆるコミュニケーションの部分です。

高齢になり、難聴が進んでいけばこのコミュニケーションが中々、難しくなっていく。結果として聞こえにくさから、社会参加を敬遠してしまう。

これが認知症やうつ症状を進行させていくのではないかということで、今問題になっているところでもあります。

難聴というものは、いわゆる微笑みの障がいと言われています。

お話されても聞こえない。

何回も繰り返し聞こえないと尋ねるのではなくて、笑ってごまかしてしまうということからそう言われています。

やはり、こういった状況から改善を求めようとして、補聴器に何とか求めようとしても、年金などで暮らす低収入の高齢者には、中々手が届かないほど高額になっています。

補聴器を購入する公的補助を受けるには、両耳とも平均で70デシベル以上が聴き取れない場合や語音明瞭度が50%以下の場合など、かなり限定的なのです。

WHOの生活の質の改善ガイドラインでは、聞こえにくさを最小限に抑える日常生活を改善させるという理由で補聴器の活用が進められています。

しかし、日本では全体の14%と大変低い状況にあります。

聞こえを取り戻して、日常的な会話や交流を促進していく。

いつまでも元気に過ごせる手助けになる手段として、大変有効な手段であり、町としても取り組むべき課題であろうと思って理解するところでもあります。

以上です。

○委員長(小田新紀) そのほか、ご意見ありますでしょうか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 前回から改めて日本の高齢者の難聴の現状ですとか、幕別町の町民

の皆さんの声だとかというのをこれまで聞いていたもの、それから前回の委員会以降に聞かせていただいたものも含めて、紹介をさせていただきながら、補聴器制度の助成を実施すべきだという立場から発言をしたいと思います。

前回も紹介をされておりましたが、日本の難聴者の数というのは、2015年、今よりは6年前ということではあります、日本補聴器工業会というところが調査した人数によりますと、1,994万人。だいたい2,000万人近く、いらっしゃることが推測されております。

これは、日本の人口の15.2%に当たると。かなりの数になっています。

その中で、補聴器をどのくらいの方が所有しているかというふうにおさえますと、14.4%、人数では210万人に過ぎないということでもあります。

先ほど、荒委員からもありましたけれども、この日本の所有率というのは欧米諸国、陳情書の文面にも紹介されておりますが、5行目に欧米諸国と比べて日本の場合の使用率は極めて低いと書かれておりますけれども、イギリスは42.4%、ドイツは34.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%、日本は14.4%ということで格段に低いという実態が数字の中から浮き彫りになってきています。

難聴の障害のことについては、ただいまもお話がありましたけれども、結局、聞こえないという状況をそのまま補聴器を使わずに、使用している人が少ないわけですから、過ごす結果として荒委員からもお話がありましたように、コミュニケーション不足だとか、認知症につながるのか、様々な研究結果として紹介されております。

具体的に町民の皆さんはどんな思いで過ごされているのかということで、お聞きしたことを6点にまとめてみました。聞き取りなのですけれども。

1つは会話の最中に相手の方が何を言っているのかときどきわからなくなり、度々聞き返すことがある。相手に申し訳なく思い、会話が辛くなる。

2つ目、特に大勢の人が集まるコミュニティの場所、居酒屋なのでの懇談の席が辛い。なかなか声が届かない。

3番目は、家族からテレビやラジオの音がうるさいと言ってトラブルになる。

4番目は、電話が来たときに相手の声が聞こえず、時々、不安になり、間違った報告をしてしまうことにもつながり、これもまた家族のトラブルになっている。

5番目は、ドアのチャイムの音が自分だけが聞こえない。一人でいる時には気づかないでいることがある。

6番目は、病院や銀行で自分の名前を呼ばれてもなかなかそれに気づかないことがあって、これもまた迷惑をかけたことがあるということ、結果としては家族とのトラブルやあるいは外出が億劫になるというようなことでコミュニケーション不足ということの裏付けがこういったことに表れているなど改めて思いました。

それで、なぜ補聴器が普及しないかということは、老眼になると老眼鏡を当たり前のように皆さんかけて、それで補って日常生活をしますけれども補聴器になると一つは高額だということと、眼鏡よりも調整するのに非常に時間がかかる、期間もかかるということがあって、遠のいてしまうということも聞かれました。

陳情の文書にもあるようにおおむね片耳で3万円から50万円するものがあるというふうに書かれていますし、多くは15万円前後のものと書かれておりますけれども、聞き取りの中で、もっと安く手にいれてらっしゃる方も、いわゆる通信販売で手に入れられている方もいらっしゃいましたけれども、中には60万円という方もいらっしゃいました。

これは当然、機能によって価格が違ってくるのであらうと思いますけれどもそういう

現象があるというのがわかりました。

最後になっていくのですけれども、多くの難聴者の方たちは、年金生活者や低所得者というふうに、下から7行目から書かれているのですけれども、いつも幕別町の決算審査特別委員会の中で確認をさせていただいていることですが、例えば、令和元年の幕別町の年金収入の方は全部で9,292人いらっしゃいます。

そのうち、100万円以下という方が5,118人、100万円から200万円の方が2,691人、実に合わせて84%が200万円以下になっています。

高齢者の方が全て年金だけということではないと思いますけれども、多くの方はこの状況にあるということが推定されます。

そういう背景を見ますと、ここに町民の方の1,000筆を超えて、陳情を寄せられた背景が自分の調査の中でもはっきりと見えてきたということをお伝えして、この陳情に賛同することを表明したいと思います。

終わります。

○委員長（小田新紀） そのほか、皆さんからご意見ございますでしょうか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ただいま委員のお話を聞いて、補聴器の必要性等を十分理解いたしました。

本陳情の趣旨は十分に理解できるものと私も思います。

ただ、国の制度を待たず幕別町独自の補聴器購入ということですから、先ほど言われたように片耳で3万円から50万円、多くは15万円前後と。

補聴器は高額で、また、多種多様な機種があるということも存じております。

その中で補助制度となると、やはり補聴器の金額が高いということで補助金額も高くなるわけで、当然、町独自の支援ということになると自主財源でやらなくてはいけない。

それをやるためにはまず、幕別町の加齢難聴者の本町における現状について、私は知った上で、審査に臨みたいと。

そのために担当課より説明をいただいた上で慎重に判断いたしたいと思いますし、第1回目の審査の意見の中で、十勝管内の近隣町村の中での独自の補助制度を行っている町村があるというふうに聞いております。

その町村、池田町、豊頃町、新得町、上士幌町の資料を合わせて請求した上で、具体的な内容を知った上での慎重な審査をしたいと思います。以上です。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 私も藤谷委員と同じような意見なのですけれども、加齢性難聴の方の切実な思い、あるいはご家族の方の思い、願意というのはよく理解するところではありますし、署名もたくさん集められてその重みというのを感じているところではあります。

藤谷委員と同意見ではあるのですけれども、国に求めるという趣旨ではなくて町独自の創設ということで、財源のところ、そこは考えなければいけませんし、それと過去に荒議員が一般質問をされておまして、町から明確な答弁をいただいていると言ったこともあります。

そういったことから、難しさも感じつつ、すぐに結論は出さずに資料請求もされておりますので、そこも見ながら継続審査ということをお願いしたいと思います。

資料をいただいたときに合わせて町側の説明もいただければと思います。

○委員長（小田新紀） ただいま、この陳情の趣旨等、町の現状についてはおおむね理解できるというお話が中心だったと思います。

その上で、町の現在の動き、あるいは他の町村の詳しい詳細を知った上でさらなる慎重な審査をとということですね、継続審査していくというご提案もございました。

現実的には閉会中の継続審査ということになっていくのかなと感じるのですが、もう少し審査を慎重に続けていくということに関して、皆さんの方でご異議はないでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 藤谷委員がおっしゃられるように、幕別町での難聴者の現状、それから、他町村の助成の実態、そして小島委員は財政面ということなのだと思います。

調査をして、確かな判断をしていくということは非常に大事だと思いますので、それに異論はございません。

ただですね、一つ気になったことは、荒議員の一般質問の紹介がありました。

これは2年前の、確か6月ではなかったかと思うのですがけれども、そのときに町長は、補聴器の助成については、実施しない考えでいるということをも明言しているのですよね。

つまり町としては、する考えがその時点では、2年前の時点ではないということをも表明しています。

もし、そのことが一つの判断していく上での目安ということになるということであれば、なっちはいけないということでも申し上げたいのですが、幕別町の陳情・請願は、幕別町議会の議会基本条例の中で、町民の皆さんから出された陳情・請願については、政策提言として位置付けるということになっているわけです。

つまり、町の考えがどうかということではなくて、住民の実態からして必要なものというふうに住民の方たちが、そういう判断をして陳情を出された場合には、それは政策の提言だということになるわけですね。

そうすると町民からの政策の提言が私たち住民の代表として出ている議会議員は、その趣旨が妥当なものであるのかどうかということでも結論を持って行くということが大事な基本的な考えになると思います。

紹介されましたけれどもね、ここで正式に紹介されたわけではないのですが、議員必携などには実現が遠いものについては、不採択だというようなことが書かれているということも耳にしておりました。紹介もされました。

ですが、この議員必携の大前提は、まず、最初に書かれているのは、請願の採択に当たっては法律上の基準はないので、委員会の自主的な判断にあるということですね。

その上で一般論として、まずは願意が妥当であるかどうか。

そして、2番目に実現の可能性があるかどうかということになっているわけです。

ですから、町民の人からしてみれば、こういった請願や陳情に取り組むときに町がどんどんやっていきますよというような、例えば補聴器の助成、やりそうだ、やる考えがあるということになれば、陳情・請願、ある意味する必要がない。

でも、そこを動かしていくのに切実な要求なのだとということで動かしていく町民の直接の訴える手法として、請願があり、それが実現性がないというようなことで、もし止めることがあれば、これは議会制民主主義の観点から、いささか私は正当ではないと思ひまして、あえて申し上げておきます。以上です。

○委員長（小田新紀） それらも含めて、現在の町の動きというのが、先ほどの話も2年

前ということになりますので、その後、いろいろと状況が変わっている可能性もありますし、町の方も少し調査をしている話も聞いてはいます。

そういったことも踏まえてですね、先ほど、お二人の委員からありましたとおり、町の担当者も呼ばせていただいて、そして資料も含めて説明をいただくという機会を設けるということも含めて、継続審査ということで進めさせていただきたいというふうに考えます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長（小田新紀） それでは、改めまして付託された陳情の第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情につきましては、閉会中の継続審査とさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継は終了させていただきます。

(審査終了10:20)